

障害者自立支援法について



問 障害者自立支援法の実施から4月で3年目となる。この制度のもとで原則1割の「応益負担」による障害者の負担増、報酬削減による事業所の経営難・人手不足、サービスの利用制限など深刻な事態が大きな課題となつていて。

政府は法施行「3年後の見直し」規定にもとづき、自立支援法の見直しを検討し基本方針をまとめた。見直し案は利用者負担について、「負担軽減策措置を継続しつつ必要な見直しを行うべきである」としただけで「応益負担」を基本にする姿勢は変えていない。

障害を自己責任とする立場で、生きていく上で最低限必要な支援を受けることを利用とする考え方ばかりせず、4月以降も利用料負担は残すとしている。また多くの障害者や施設の深刻な実態をみれば、部分的な見直しでは人間らしく生きていきたいと願う障害者に応えることになつてない。

①障害が重いほど負担が重くなる「応益負担」は廃止し「応能負担」に戻すこと。

②事業所の報酬単価を引き上げ、日額制から月額制に戻すこと。

③地域生活支援事業への国の財政保障を十分行うこと。

④自立支援医療は元に戻し拡充すること。

⑤「障害程度区分」認定は根本的に見直すこと。

⑥就労支援、「暮らしの場」のあり方を権利保障の視点で見直すこと。

⑦障害のある子どもの発達を保障すること。

⑧障害者自立支援法の抜本的改善を含め、新しい法制度の確立を。

以上8点について国に求めていくこと。

⑨町として就労支援を行うこと。

⑩総合相談窓口を設置する

こと。

町長

①与党障害者自立支援に関するプロジェクトにより、抜本見直しの基本方針が示されており、その中で、「応益負担」

から「応能負担」に切替えられ、これまで、「応益負担」に切替えられることとされている。あわせて、これまでに実施された特別対策や緊急措置により軽減された現行の負担水準も継続するとされている。

②見直し案では、報酬の改定は、全体で5・1%の引き上げとなつてている。日払い制については、「欠席時対応加算」を設けるとしている。

③今回の抜本的改正の基本

⑤身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するよう見直すとしている。

⑥一般就労への移行を支援する、身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設し支援する。

⑦発達障害、高次脳機能障害が対象となることが明確化され、障害のある児童が自立できるよう総合的な支援システムを構築することとしている。

⑧現状の担当課である福祉課を中心に、ワンストップ窓口を目指し、相談支援体制を強化することで対応したい。

⑨現在、第二期障害者福祉計画の策定を進めており、その中で、障害者の一般就労への支援を盛り込み、関係機関の連携のもと努めていきたい。

新たな制度が、一刻も早く円滑に運用されるよう願つております。また、その影響を見極めていく。



ひまわりの家